

大阪歯科大学医療保健学部システム口腔工学コースに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪歯科大学医療保健学部履修規程第21条第2項の規定に基づき、大阪歯科大学医療保健学部（以下「本学部」という。）におけるシステム口腔工学コース（以下「本コース」という。）の履修等について定める。

(履修者)

第2条 本コースの授業科目を履修できる者は、本学部口腔工学科に入学を許可された者とする。

2 本コースと社会福祉士コースの同時履修はできない。

3 第2学年以降、本コースの履修を希望する者は、所定の手続きを行う。ただし、原級止となった者の本コース履修は認めない。

(履修科目)

第3条 本コースの授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目及び単位のうち、本学部の必修科目以外は、本学部の卒業所要単位とはしない。

(修了証)

第4条 前条に規定する授業科目及び単位を修得した者に修了証を交付する。

(費用)

第5条 第2学年以降、本コースを履修する者は、別途定める時期にコース費を納入しなければならない。

2 既納の前項の費用は、いかなる理由があっても返付しない。

附 則

この細則は2025年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

科目名	単位数	備考
情報科学Ⅰ	1	本学部の必修科目
情報科学Ⅱ	1	本学部の必修科目
情報マネジメント学	1	本学部口腔工学科の自由選択科目
IT戦略マネジメント学	2	本コース履修生のみ受講可
コンピュータ基礎学	2	本コース履修生のみ受講可
システム口腔工学	1	本コース履修生のみ受講可
医療情報学Ⅰ	1	本コース履修生のみ受講可
医療情報学Ⅱ	1	本コース履修生のみ受講可

様式（第4条関係）

第 号
修 了 証
氏 名
年 月 日生
<p>上記の者は、大阪歯科大学医療保健学部「システム口腔工学コース」において、所定の課程を修了したことを証明する。</p>
年 月 日
大阪歯科大学長 (氏名) 印